

**今回の紹介地区 No.131 埼玉県 秩父市 吉田地区**

再生した農地を活用し被災企業が営農再開に取り組んだ事例

**再生農地の概要**

平成21年度に(社)埼玉県農林公社が耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により再生した農地の一部(1.0ha)を被災者の営農再開に活用。

再生農地の概要

再生面積:営農再開農地2.1haのうち1.0haが再生農地  
 実施期間:平成22年1月5日～平成22年3月26日  
 取組主体:(社)埼玉県農林公社  
 作業内容:雑草刈払、石礫除去、整地等

**取組の概要**

取組のきっかけ:福島県田村市内の農場で加工原料のエゴマを生産していた、埼玉県内に本社を置く有限会社が、福島第1原発から20km圏内の農場が利用できなくなったため、埼玉県内に生産拠点の移転を希望(4月に埼玉県に相談)。

調整経緯:埼玉県が県内の候補地を調整した結果、(社)埼玉県農林公社が企業の農業参入を進めるために平成21年度に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により再生し整備を進めていた秩父市吉田地区の農地の一部(1.0ha)を提供し、有限会社が営農を再開することになった。

営農状況:5月に借地の協定を締結。6月にエゴマを播種。10月中旬に収穫予定。



再生前の状況



営農再開前(播種前)の状況



生育状況

**今後の予定**

収穫したエゴマは、主に搾油してエゴマ油として販売する。なお、来年も作付する予定。

問い合わせ先:秩父市担い手育成総合支援協議会 0494-25-5210(秩父市役所農政課内)

## 今回の紹介地区 No.132 岩手県 一関市 須川地区

医療・福祉関係の法人による耕作放棄地再生利用緊急対策の活用事例

### 取組概要

対象面積:11.7ha(畑、うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積6.8ha)

実施期間:平成21年2月25日～平成23年3月31日

取組のきっかけ:障がい者の自立支援、雇用の場の創出等を目的として農業参入を模索し、農業委員や市農政課に相談を持ちかけた。

調整経緯:市担い手協がH20に再生した農地を紹介、その後も農業委員会や土地改良区を通じて所有者との権利調整を行いながら農地再生等を実施。

取組主体:社会福祉法人 平成会(栽培作物:かぼちゃ、さつまいも、じゃがいも)

作業内容:再生作業(立木の伐採、除根、耕起、整地等)、土壌改良、営農定着

### 社会福祉法人の概要

社会福祉法人 平成会

平成会は、平成3年の設立当初から知的障がい者に対し、生活訓練を行うとともに、積極的に生産活動に参加できる環境を整え、支援。

農業委員会等を通じ、耕作放棄地を再生した農地を借り受け、施設利用者9～16名が能力に応じて主に手作業による農作業を行い、農産物は干し芋などの加工品を含めて地元スーパーで販売。

### 進展状況

平成22年12月には、新たな加工品開発などを行う就労継続支援A型事業所「農業天国」を建設し、今後、障害を持った方々(従業員)を新たに雇用して運営する予定。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

問い合わせ先:一関市担い手育成総合支援協議会 0191-21-8421(代表)(一関市農政課)

## 今回の紹介地区 No.133 福山地域耕作放棄地対策協議会

耕作放棄地再生利用緊急対策の活用事例

### 解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 37ha(平成22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 3.7ha(平成22年度時点)

実施期間: 平成21年2月25日～平成23年3月31日

取組のきっかけ: 増加する耕作放棄地の解消と発生予防のため、協議会を設立。

調整経緯: 福山市と協議会が連携し、地権者と農業者や集落法人等と調整。

取組主体: 農業者や集落法人等

作業内容: 伐採、伐根、耕起、整地、土壌改良、客土、農道等の施設整備

### 地域協議会等の取組の特徴

福山市内では10地区(平成22年度末時点)で耕作放棄地再生利用緊急対策に取り組んだが、この内6地区については、協働と地域ぐるみをキーワードとした市の独自事業(耕作放棄地再生活用モデル事業)と補完し合うことで、取組主体の負担軽減を図った。また、再生後の利用方法は市民農園の開設や集落法人による営農、学校給食への農産物納入、伝統野菜の復活、企業の農業参入など規模は小さいながら多様なものとなっている。

再生作業中



市民農園



再生作業前



再生作業後



伝統野菜(田尻なんきん)

### 今後の予定

引き続き、耕作放棄地の解消に取り組むとともに、地産地消や担い手育成などの施策と連携し、将来にわたって農地が維持管理出来るように努めていく。また、新たな耕作放棄地の発生を抑制する対策にも取り組んでいく。

問い合わせ先: 福山地域耕作放棄地対策協議会 084-928-1249(福山市地産地消推進課)

## 今回の紹介地区 No.134 多度津町地域農業再生協議会

耕作放棄地再生利用緊急対策の活用事例

### 解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 1ha(平成22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 0.4ha(平成22年度時点)

実施期間: 平成22年2月17日～平成22年3月26日

取組のきっかけ: 高齢化や後継者不足、ブドウ価格の低迷等により条件の悪い園地から徐々に耕作放棄地が増加し、平成21年11月の地域協議会の臨時総会で耕作放棄地対策への本格着手を決定。

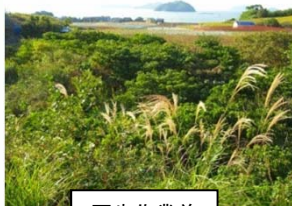
調整経緯: 県から地域協議会にブドウよりも手間のかからない新規作物としてオリーブ栽培を提案。

取組主体: 多度津町地域農業再生協議会

作業内容: ぶどう棚の撤去、重機による伐採・抜根、整地、土壌改良等

### 地域協議会等の取組の特徴

導入作物の選定にあたり、地域協議会が農業者の代表者から意見を聞き取った結果、県が提案したオリーブ栽培に非常に関心が高かった。このため、勉強会の開催や県農業試験場等への視察研修を行い、農業者に対しオリーブの利用方法や果実特性、栽培方法に関する知識や理解を深めた結果、関心の高い27名が参加し、香川県農協の部会として「多度津オリーブ部会」を設立するに至った。地域協議会が主体となり、平成21年度に耕作放棄地再生利用緊急対策の実証ほ場でオリーブを栽培。管理は多度津オリーブ部会に委託し、普及センターが栽培の技術面の支援を行い、農業者の理解の促進を図っている。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

### 今後の予定

実証ほ場を設置したことにより、オリーブ栽培への関心と耕作放棄地の再生利用に対する機運が高まり、平成23年度に2.7haの耕作放棄地を再生し、オリーブを作付けする予定。併せて、関係機関と連携し、販路の検討を行っていく。

問い合わせ先: 多度津町地域農業再生協議会 0877-33-1113(多度津町産業課)